社会福祉法人虹の会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人虹の会(以下「法人」という。)定款第9条および第24条の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(常勤役員等の定義)

第2条 常勤役員等とは、定款第17条第2項に規定する理事長、及び理事会で指名された理事の者とする。

(報酬の支給)

- 第3条 法人の役員等に対して勤務形態及び業務に応じて、次の通り報酬等を支給する。
 - (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のと おり、費用を弁償する。 ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、職員 出張支給規則第6条の規定に準じて、その実費相当額を別途支払うことができる。
 - (3) 役員報酬の総額は8,000,000円以内とする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については別表2に定める額
 - (2) 通勤手当については、職員給与等支給規則別表7の日額に出勤回数を乗じた額

(当法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給日は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。
 - (1) 報酬については、毎月1日から月末日までの分について、翌月20日に支払う。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支払う。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、毎月1日から月末日までに出席した当該会議について、翌月 20日にまとめて支払うものとする。ただし、休日に当たるときは、その前日に支払う。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(単数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、切り上げ処理を行う。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定めることとする。

附則

この規程は、平成29年 6月17日より施行する。

令和 元年 6月18日 改正

この規程は、令和 5年 3月27日より施行する。

この規程は、令和 5年 6月22日より施行する

別表1(費用弁償)

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

役職名	金 額
評議員	1回 10,000円
理事	1回 10,000円
監事	1回 10,000円

(2)監事が、監査を実施した場合の費用弁償

1回 20,000円

(3)役員等が法人業務のために会議に出席および出張した場合の費用弁償

区 分	金 額
6時間以上	10,000円
6時間未満	5,000円

※旅費交通費については、職員出張費支給規則第6条に準ずる。

別表2(常勤役員等の報酬)

理事長	月額 250,000円以内
-----	---------------

※支給額については理事会で決議する

役員業務	報酬額
業務執行理事	月額 250,000円以内

※支給額については業務内容等に応じてその都度理事長が決定する。

別表3(職員給与との併給)

当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

役職名	報酬額
業務執行理事	月額 50,000円以内
理事	月額 20,000円以内

※支給額については業務内容等に応じてその都度理事長が決定する。